

萬葉集「正訓」 攷

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学国語国文学研究室 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 尾山, 慎 メールアドレス: 所属: 奈良女子大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171225-016

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	萬葉集「正訓」攷
Author	尾山, 慎
Citation	文学史研究. 56 卷, p.56-67.
Issue Date	2016-03
ISSN	0389-9772
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学国語国文学研究室
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

Osaka Metropolitan University

萬葉集「正訓」攷

尾山 慎

はじめに

萬葉集の歌表記を巡る議論において、「訓字」という術語、そしてそれが指すものを我々は認めている。単に「漢字」といわずに「訓字」と呼ぶとき、その文字が「倭訓（倭語）を表すために使われている」ことをもってした呼び名であるわけだから、どう使われるかという文字の用法を前提にした術語だといえる。^{*}「素材としての漢字」（注1参照）と、実際に使われる有りよう（機能）という弁別は、漢字という文字そのものと、そして萬葉集で使われる実態を、確かに明確にしてくれる——いふなれば表記の研究において必須の視座であろう。たとえば「伊」字は萬葉集ではイの仮名でしか使われない。つまり、動態としては表音用法のみで、表語（「これ」「かれ」などの意）用法としては使用を確認できない。ということは、この文字を「訓字」と呼ぶ機会はないことになる。従って「訓字」とは、動態として——文字が実際に表語用法として使われている状況と必要とする術語である。では次に、「訓字」に対して「正訓字」とは何かということを問うて

みたい。「正訓字」とはどのようなものか——名称がまさにそうであるように単に「訓字」と括るものに対して、いかなる点で有標であるのか、あるいはないのか。この点は、これまで案外に看過されてきたように思われる。

あらかじめ断っておかねばならないが、本稿は「正訓」「正訓字」「正訓」といえば文字に付随しているよみとして、「正訓字」とは文字を指す、としておく）という術語の使い方ないし定義をある一つに定めようと主張するものではない。案外に、定義がはっきりしないこの術語を通して、文字と読みとの関係を、享受者の我々がどう認識し、かつそれを歌の鑑賞ないし研究において、どのように古代という時代に、あるいは資料に帰納しようとしているか（してしまっているか）ということを変更して振り返ってみたいのである。以下、煩瑣をさけるため、術語のカギ括弧表記は原則として省略する。

一、正訓の定義とその揺れ

一・一 辞書や概説書の説明から

『時代別国語大辞典上代編』（三省堂）（以下、『時代別』と略称する）によれば、「かなり一般性をもった分類項目」（二三頁下段）として、

表意—正音、正訓、義訓

表音（万葉仮名）—音仮名（借音、略音を含む）、訓仮名（借訓、略訓を含む）

表意または表音—戯書

と分類されている。正音とは仮名との対応においてたてられるもので、ようするに今日でいう字音語だが、「僧」でシと読む場合など、「語そのものが完全に帰化している」場合は正訓との分別はつけがたい、という。ここで注目すべきは、音仮名と対応するものとしての正音といつていることで、これに沿えば、正訓とは訓仮名に対応するものとして置かれるものであるといえよう。つまり、訓仮名「夢西所見（いにしめゆる）」に対して、「西山邊尔（にしのやまべに）」は正訓といえる、ということである。

もともと萬葉集の漢字の用法の分類は、仙覚の『仙覚律師奏覧状』における真名仮名・正字・仮字・義読の四種分類にはじまり、春登が『萬葉用字格』にて八種にこれを細分し、未整備な点はあるものの、名称は多く引き継がれているという状況である（『萬葉用字格』については後述）。

さて、沢瀉久孝は、正訓に相当するものとして、

一語を一字をもって表したもの（「吾（われ）」「君（きみ）」など）
一語を表すのに二字以上をもって表したもの（「年魚」（あゆ）「芽子」（はぎ）「白水郎」（あま））

をも含めている。^{※2}つまり、沢瀉分類では「国語の意味に相当した漢字」のうち、義訓ではなく、かつ「一字にもかけるものを二字以上にしたもの（「神祇」（かみ）、「京師」（みやこ）、「辛苦」（くるし）など）でもないものを正訓として括っていることになる。この場合の正訓とは、冒頭に挙げた、借訓（訓仮名）に対するものとしての「正訓」であると理解でき、使用頻度は問題にされていない（たとえばアユ表記では、仮名書き以外では「年魚」が四例であるが、「鮎」表記も四例ある）。

以上に対し、もう少し規定が狭い形でなされた「正訓」がある。たとえば『萬葉集必携』（學燈社 一九七九年）では、

正訓字とは、邦語訳に相当する定着訓を利用した漢字の表意的用法

とある（三九頁、項目執筆は稲岡耕二氏）。「定着訓」という説明があることに注意したい。続く義訓の説明では、

字義を利用した表意的用法である点は正訓字と同様であるが、通常の定着訓によらず、特殊な読み方による

とある。なお先に挙げた『時代別』における義訓の説明では、「語の意味を分析して得た結果を文字化した解説的な用字」としていて、やはり定着云々は触れられていない。『時代別』『萬葉集必携』ともに、正訓と義訓とが連続的であることは指摘しており、事実そうに違いな

いが、『萬葉集必携』の説明では、「定着」「特殊」という対立軸で正訓と義訓とが説明されており、いわばそういった連続性の中にあつて、両者を分ける基準でもあるとよめる。また一方で、このような説明もある——たとえば小学館日本古典文学全集『萬葉集（一）』解説で、

自立語はことに正訓字で書かれることが多かった。しかし、実際には表される意味と表す文字の間の結びつきはゆるく、かなり流動的であつたといつてよい（中略）いわゆる義訓は、正訓における意味と文字の結びつきのゆるさを衡いて、語形よりも意味を忠実に伝達することに重点をおいた表記法（傍線引用者）

とある。この説明も、正訓と義訓の連続性をよくうかがわせるが、『必携』の説明とはやや異なり、どちらかといえば『時代別』、あるいは沢瀉の分類のような、ようするに倭語を表す用法としてのそれとして正訓をとらえている。ただ、それらの説明より一歩踏み込んでいるのは、「実際には表される意味と表す文字の間の結びつきはゆるい」としている点で、これゆえに、同字異訓、異字同訓が多々あるのだと説明する。

以上を見るに、正訓と規定されるものには大きく分けておよそ二つあり得るようである。ひとつには、

・漢字で倭語を表すが、それらのうちで義訓以外のもの、という大きな括りとして

である。「結びつきが緩い」とみる立場（小学館全集解説）もどちらかといえばこの視座を基本としているだろう。そして、もうひとつには、

・義訓ではないもので、「定着」した訓として認めうるものを指す

ということである。同じ現象をみて、同じ名付けで括っているはずなのに、両者は矛盾することになる、あるいはいずれかが誤っているのだろうか——そうではなく、これはそもそもの視界の置き方の違いに要因があるだけのことであると思われる。実際に考えてみても、おおむね結びつきが緩い中にも、頻用字（訓）は時にある、というように全容——個別事象という関係で解釈するのが妥当であろう。と、同時に「正訓」は、文字と読みの定着度に関知する場合と、しない場合の両方に使われうる術語であることがわかる。たとえば *moon* の「ツキ」を記すとき、萬葉集三四〇余例中三〇〇例を「月」字が占める。どう考えても、結びつきは緩くはないと見られるし、「月」をツキ以外の訓でつかう場合が見いだせないことから、まさに「定着」であるといつていいように思える。一方で、「音」「声」は現在のそれとは違い、いずれも「オト」もしくは「コエ」と読む。つまり、「音（コエ）」と使ったり、「声（オト）」と使ったりする。伝本上でも、読みに異同が出ている。これなどは「緩い」といえるのか。

さて、ここで正訓の話に戻ろう。上記のような「月」あるいは「声」「音」等の用例に対峙したとき、これらいずれをも「正訓」と悉く呼んでしまうと、どういう意味での正訓なのかよくわからない、ということは一つ問題ではある。「月」——ツキは良いとしても、「声」字の正訓といったとき、それは「コエ」「オト」の二訓ともを指すのか、それともいずれか一つに絞るべきなのか（実際に絞れるかどうかは別にして）。仮に、上記すべてを正訓と呼んで全く問題がないという立場であれば、それはすなわち『時代別』の説明に乗るもので、事実上文字と読みの定着度は捨象してこの術語を使っている——ようするに

訓字とはほぼ同義であることになる。一方、「月」の正訓はツキ、ツキの正訓字は「月」という説明には納得するが、「コエ」「ネ」「オト」と複数訓があるのに、これらを「音」字の正訓といういい方はしにくい、という立場があるとすれば、これは、使用頻度への関知および複数訓あってもそこに序列があるという見通しをもっていることになる。つまり後者の場合は、定着度のニュアンスを正訓という術語定義中に含意している使いかたであり、『萬葉集必携』の定義に相当する。

以下、本稿の議論において正訓を使ってしまうと混乱するので、広く捉えている方の正訓を「訓(字)」、「必携」がいう正訓を「定着訓(字)」と仮称することにしよう。前者を無標、後者を有標で命名したのは、とりもなおさず、前者の区分に後者が含み込まれるからに他ならない。「訓(字)」はもちろん存在するが、「定着訓(字)」はどのように計られ、同定されうることであるのか。次項ではその前に、主要な先行論で、正訓をいずれの意味で使っているか概観しておく。

一・二 諸論における「正訓」の概念と、使われ方

ここでは主に国語学系で「正訓」という術語を含む論文、著作を研究者ごとにくつかかり上げ、そこにおける使い方を確認しておきたい。冒頭にものべたように、ある基準に基づいてこの術語使用の成否判定をここでしようというのではない(いずれの意で使っているのもそれは構わない)。ここでは参考までの客観的な確認、調査である。

・鶴久氏

訓字に関する論文が多い氏は「正訓(文)字」という言葉をしばしば使う。たとえば「萬葉集正訓文字の用法・咲・萩・鮎・椿・霍公鳥・鶯・森」(『香椎潟』三七 一九九二 福岡女子大学)では、「現在、一字に対する訓は大半二・三かせいぜい四・五に止っているが、古くは(中略)一字に対する三十・四十は勿論、五十に及ぶ。漢字のもつ本来の意味と日本における事物とが必ずしも一致しない場合でも、類似さへしてあればその表記に使用することも少なくはなかった。正訓文字には今日の用法とはかなり相違するものがあるのである」といった言がある。

↓正訓を定着訓の意では使っていないとみられる。

・古屋彰氏

古屋氏は「正訓字主体表記」といういい方をしている。たとえば「萬葉集正訓字主体表記における助詞の表記の推移について」(『金沢大学文学部論集 文学科篇』八 一九九八)など。正訓を定着訓ととらえていればこのようないい方はできないはずだから(訓字主体表記の訓字は多様である)、やはり鶴氏同様の定義であるとみられる。

・池上禎造氏

池上氏の論は、正訓に定着訓の意を含意させるような言述がいくつみられる。なお、論題に正訓という術語を用いてこれを論じたのは池上氏が最初である(「正訓字の整理について」(『萬葉』三四 一九六〇)。池上氏は、古今集序文の漢字を抽出すると、現代でも使うものがよく見いだせるが、萬葉集にもこういうものはないだろうか、と問いかける。そして、正訓の研究はそれほど進んでいない、として「この巻

(二〇—引用者注)では、後半に正訓字を含まない歌が多くを占める」と述べる。これは定着訓の意では通らないので、広くとらえる訓字の意であろう。この論の眼目は、頻用されている文字をあぶりだして、定着度をみるというのだが、もちろん、それによつて得られたものを正訓と呼ぶべきである、などといった術語の再定義がなされているわけではない。あくまで、正訓という術語の使い方は上記のとおりである。しかし、その作業にあたつて、「古写本中の異同が多くて容易に判断の下せない場合」「結局は例の少なさが常に決断をにぶらせる」「一語に数通り字がある場合、例が少なく、どの程度に固定したかの判断に苦しむ」という言葉があることから、定着訓(字)の模索がなされていたことは間違ひなく、それはつまり、広義での正訓の中における序列ないし傾斜をみようという試みであつたといえるし、まさにそれこそが「正訓字の整理」の真意だつたといえる。

・井手 至氏

「第二篇 萬葉集の表記法」(『遊文録』国語史編二 和泉書院 一九九九)において、「正訓漢字」という術語で各節を構成する(初出は三七頁)。「漢字の表す意味に類似する国語をその漢字の倭訓として引き当て、漢字を正訓漢字として用いる(中略)漢字の倭訓が定着してくると、その字訓を借り用いて、漢字を再び借訓仮名として表音的に用いる方法を採用した」

↓「正訓漢字」自体には固定性、定着性といった観点は加味されていないとみられる。

・沖森卓也氏

『日本古代の文字と表記』(吉川弘文館二〇〇九)七三頁「二 表訓

機能」のところで、「表訓機能は漢字の基本的な正規の利用において認められるもので、これを中核的機能とするのが正訓字である」とある。

↓「基本」「正規」「中核」という言葉が見えるが、文字と訓が固定的関係を築いているもののみを正訓字と呼ぶわけではないとみられる。

なお、上代の文字表記に関わる記述を含む以下の著作では、いずれも事項、熟語索引には「正訓」は立項されていない。稲岡耕二氏『萬葉表記論』(塙書房一九七六)、大飼隆氏『上代文字言語の研究』(笠間書院一九九二 補訂版二〇〇五)(——ただし第四章に「正訓字に添えられた音注の機能」がつかのまのまので「(な)」とあるが、基本的に氏は「表語」といった言い方の方を重用しているとみられる)。内田賢徳氏『上代日本語表現と訓詁』(塙書房二〇〇五)、乾善彦氏『漢字による日本語書記の史的研究』(塙書房二〇〇三)などでは、索引に術語としての立項はない。

概略ではあるが、このように研究史を概観すると、どちらかといえば定着使用をうけているものに限らず正訓という術語を使う——つまり『時代別』の解説に沿う——傾向にあるようであるが、そもそも正訓という用語を使わ^{ない}、あるいは術語として索引に立項しないものもあつて一様ではない。繰り返し述べるように、この術語の使用の是非を裁定するのが本稿の主眼ではないが、この曖昧な術語を使用することで、ある漢字と訓との関係が、無条件に定位される(前提される)——たとえばそれが最も標準的な使用であるといったような——おそれはあるということは本稿において注意したいことの一つである。仮に、萬葉集内でその証左がえられても、七・八世紀の日本漢字において、[〃]といういい方が許されるかどうかは別問題である。しかし、

我々は往々にして、『仮想七・八世紀日本の漢字使用の状況』と、享受資料たる『萬葉集』の内部徴証との間を自由に行き来、あるいは同一視したりするところはないだろうか。よく使われる、余り使われないといった判断、裁定は存外に難しいことであろう。

一・三 歴史的経緯——『萬葉用字格』

前項と時間軸としてはいれかわってしまうが、近世以前の研究——『萬葉用字格』について幾ばくか確認しておこう。いくつもある近世以前の用字研究でこれに注目するのは、前掲の池上禎造氏が、同書では春登の「当代人意識」で正訓が振り分けられているところがあると注意しているからである。^{*4}この指摘は重要で、現代の我々にも置き換えて顧みるべきところがあるろう。たとえば、萬葉集には「シグレ」という語が何度か出てくるが、我々におなじみの「時雨」表記は一例もない（多く「鍾礼」と記される）。このことを、なぜだろうと思つて考察するのはよくても、「出てこないのはおかしい」と前提して考察するのは、この時点ですでに現代人としての感覚でバイアスがかかってしまっていることになって、問題がある。そういう注意を促すものとして池上の指摘は傾聴に値するのである。

すでに近世以降の萬葉集の用字、表記研究の歴史については、乾善彦『漢字による日本語記の史的研究』（塙書房二〇〇三）にて詳細にまとめられ、かつ的確な論評が加えられているため、筆者が特に新見を提示することはないが、本論に関わる部分において、『萬葉用字格』

に絞っていくつか確認しておくことにしよう。『萬葉用字格』は釈春登によつて一八一五年頃に刊行された萬葉集の用字分類で、一般に、体系的に未整備な点も認められるが（中略）音訓と漢字の字義との関係から考えられるべき項目を多く含み、現在でもその名称など受け継がれている

（『萬葉集必携』三八頁…項目執筆は福岡耕二氏）、
分類の基準については、必ずしも確立を得ているとはいえないが、一応の分別には拠っているわけであり、また、今日に至るまで大
約便宜な名称として実用に供せられているのはそれだけの効用も
買われているものと察せられる

（『萬葉用字格』和泉書院 一一五頁 鈴置浩一氏解説）
などの評価が下されている。未整備との位置づけがなされる一方で、
事実、「正音」「略音」「正訓」「義訓」などは現行も通用している術語である。乾前掲書が指摘するように、基本的には仙覚以来の分類を引き継ぐものであり、未整備、一貫性がないところがあるけれども、たとえば「戯書」を特出したことなど、後世に投げかけた問題は大きい
とされる。

さて、正訓という術語のもとに、『萬葉用字格』では、鈴置浩一氏によれば一一〇四字を挙げ、一書全体の掲出字三〇七七字中の四四・四七%を占める。上述のように、すでに研究史あるいは概説書においても、再三その未整備な点は指摘されており、実際のところ、たとえば「漢」をアマノガハとして正訓にあげるのは、いささか賛同しがたいものがあるし、同訓にもかかわらず正訓と義訓の両方に掲出される字もある（商「あき」など）点なども、これまでの各氏が出されてき

た疑義のとおりである。具体的に定義から見ると、春登は正訓をまずは次のように述べている（以下、引用はすべて和泉書院影印叢刊（文化一五年 三都書林刊）による）。

天を阿米、地を都知と訓るは言の意と字の義と相当ればまたくの
正訓なり

（引用者注——「例言六オ」より。漢字、仮名は現行にあらため
適宜句読点を施した。以下同）

つまり、字義とそれに対応に見合う言葉——その関係において使
われているものを正訓だと説明している。ただ、「言の意」あるいは
「字の義」が、何に拠るかは、ここだけではわからない。そこで「例
言」を読み進めると、

正訓は古事記日本書紀その外、新撰字鏡、和名抄等の訓の例によ
る（例言七ウ）

とある。つまり、正訓かどうか認める際に（萬葉集以外に）参考にし
た文献を挙げているが、辞書類はいうに及ばず、記紀にしても、結局
のところ後代に施された訓を参考にすることになるので、厳密にいえ
ば「上代においてどうだったか」ということを問う上での決定的傍証
とはいえないはずである。とはいえ、春登のこの処置を責めるのは
無論、酷であろう。一般に、萬葉集の訓詁の手がかりに記紀を参考に
することはあるし、また時代的に少々降っても、『新撰字鏡』や『和
名類聚抄』あたりを参考に引くこともある。よって、ただちにこの方
針が萬葉集の文字と訓と考えるうえで破綻をきたしているとはいひ難
い。池上氏の「春登が正訓といふことを後代人意識で言った」という
言（注4参照）であるが、池上は、どの分類がその「後代人意識」にあ

たるかといった指摘を具体的にはしていない。その点では、この「後
代人意識」とは、時代が下った資料ないし、伝本上に存在する訓を参
考にしているという点がそうだというのが、あるいはもつと下って江
戸時代に生きた春登自身の語感や文字観、もしくはもう少し社会的な
レベルでいう江戸時代当時の文字と訓における標準が、上代のそれに
すり替えられている、ということを指摘しているのだろうか。『時代
別』二三頁では次のような指摘がある。

（春登の分類は——筆者注）漢字の素材性を、そのまま歌を表記
している文字に適用した静態的な分類である。これを含めて、多
くの場合、古典——実質的には萬葉集——の解釈の前提として、
後世的な立場に立つ個々の文字の類別から帰納された分類がなさ
れている。したがって、文字の所属はもとより、分類自体に上代
文字の体系的把握という意味までをもたせるのは妥当でない。

こういった指摘もあわせ考えると、おそらく池上もまた後者——す
なわち、春登の文字観や江戸時代の標準が混入していること——だろ
うと思われる。文字と訓との関係は、奈良時代から一貫してほぼ現代
まで共通して認められるもの——たとえば「君（きみ）」「月（つき）」
「秋（あき）」など——がある一方で、必ずしも連続しない場合もある。
連続しているものについては、仮に「後代人意識」で上代のそれを説
いても、たどり着くところは同じにはなる（だから問題がないというわけ
ではない）。『時代別』（二頁）で、「語に対して固定した漢字は、おお
むね現代の漢字と一致し、名詞が目立つ」とも指摘している。しかし、
そのようにわかりやすい場合ばかりではないことを端的に表す例とし
て、一つだけ挙げておこう。「去」字（のべ三九二例）の場合、現行

テキスト類によればサル訓がおよそ八五例、ユク訓がおよそ一四〇例である。一・七倍ほどの開きがあるが、ここで「サル」訓は「ユク」訓に比べてあまり使われない、といってみてもさほど意味をなすまい。歌作にあたってそもそもサルという語がユクほどに要求されなかっただけかもしれないからである。それに、歴然と数値的差異が出ているともいいがたい。現代ではこの字に「ユク」訓はふつうないが、だからといって上代の「去」字における訓の優劣を決定できるわけではない。「後代人意識」はこの場合介入させようがないのである。また「訓字」としてみたとき、たとえば「ユク」という倭語にあてられる「行」字は萬葉集に一七四例、「去」は一四〇例ある。この一七四対一四〇は差異はどう捉えればいいのか。すぐさま定着訓字は「行」であると断言できる裏付けたり得るだろうか。池上論文もいつていることだが、用例数の制約がここに絡んでくるのである。なお、『萬葉用字格』で挙げられている「去」字であるが、三ウの伊部に「イヌ」の正訓として挙例、次に三八才由部に「ユク」の正訓として挙げるものの、「サル」訓はそもそも挙げられていない。萬葉集では「サル」訓は八〇例以上あつて「イヌ」訓より多く、通常は無視できる数ではないはずで、やはり不審である（本書が、集中一例しかない例も多々拾う姿勢からしても不審ではある——たとえば五ウ字部「滅（ウセ）」は「家滅目八跡」（巻九・一七四〇）の孤例）。諸本異同をみても、サル訓で揺れない例は多々あり、春登がみていたテキストでサル訓がなかったとは考えにくい。こういったことが今日における本書の評価をなす一因だろうと思われるが、ただ、春登が、用例の多少で決めているわけでもないという点は大いに注目されよう。

二、よく結びついていること——はどのように知ることができるか 二・一 ゆれ」と定着

さて、筆者が重視したいのは、第一章にあげた正訓の定義において、「定着」というニュアンスを含むほうのそれである。事実、どちらかといえば筆者は、もし使うとすればこちらの意味で正訓という術語をこれまで使ってきたと自覚している。しかし、『萬葉集必携』の解説に対してもいえることだが、どのようにして「定着」の度合いを測ることができるのだろうか。たとえば、何度も例に出しているが、「月」字のように、ツキ（ツク）という実質単独の訓しか確認されないものと、「去」のように、サル「暮去者／ユフサレバ」、イヌ「千歳八去流／チトセヤイスル」、ユク「伊去波伐加利／イユキハバカリ」のように複数訓認められるものがある。例示した「去」字の場合、各訓の語義による棲み分けが比較的明瞭で、あまり異同は見られないが、訓字が複数の倭語に対応するというありようは、萬葉集歌においてしばしば異同を引き起こす。たとえばほんの一例だが、

「惑」マトビ／ワビシ　／サビシ／メグシ／クルシ（巻四・七一七）
「言愛美」コトウルハシミ／コトウツクシミ（巻一〇・二三四三）
「落易」カルトモ／カレヤスシ／フリヤスシ／チリヤスシ／チリ
スグ／ウツロフ（巻六・九八八）など

※各訓みの所載情報は割愛する。

といったようなものである。萬葉集歌でままたあるこういったケースを

研究者は「よみが揺れている」「訓が揺れている」などとよく表現する。このように各々の歌で、訓が一つに定まらないことを「揺れ」というのであれば、先の「去」字でいえば、

客去君跡「旅ゆく君と」(巻一・六九)

のように、諸本異同がなく、事実「ユク」としか読めないものについて、「訓は揺れていない」ということになるはずである(し、これまた実際そのようにいわれることがある)。ただ、この場合の「揺れていない」が指すところとは、あくまでこの例について、よまれた結果が一つに絞られ得て、伝承上動揺してこなかったということを目指すのみであって、「去」字が多訓状態であるという事実とは別である。よって一つの訓同定にたどりつくまでに、読み手が、この文字は「サル」とも「イヌ」とも読めるが、しかしここは「ユク」でよい、といった思考過程を経たのであれば、それは「去」字が備えている選択可能性としてのよみを脳裏によぎらせていることになる。一方、書き手の方は、すでに歌の中に読み込まれ、定まった言葉「ユク」があつて、そこに「去」字を選んでくると考えれば、歴史上の多くの読み手達が遺した異なるものはそこにはあり得ない。書き手にとって答えはもとよりただ一つである。しかし、このとき、書き手が、詠じた語「ユク」のために「去」字を想起し、事実それを書くのだけれども、脳裏にこの字は「サル」とも「イヌ」とも読めるなと思ひながら書いたとすれば、それはやはり、「去」字のもつよみの選択可能性を承知の上で、書いているということができよう。これは、読み手が、対峙した表記の訓を定めるために脳裏によぎらせたその「去」字の選択可能性としての別訓群と、ちやうど同じ次元のものである。

実際に記された歌表記において「揺れる」とか「揺れない」というのは、当然ながら、読み手の側が、その文字列に対峙したときに起こりうるものである。そしてこのとき、その揺れの要因となる様々な訓の候補とは、読み手の脳裏によぎるほどに、その文字とのつながりをもっているともいえる。つまり選択肢となり得るほどの紐帯を認識し得ている。では、古代におけるある文字と言葉(音)の紐帯を我々がどう測るか——古代人がどのように認識していたかをどう測るか——たとえば現代日本語話者にとって「去」字の標準的な訓は「サル」といつてよいだろうが、それがそのまま直ちに上代の状況に適用できる保証はない。文字がどういった語(音)と対応しているかという認識が、当時どのように共有されていたかということは、漢字という文字が成り立たせていた古代の書記言語としての日本語を考える上で、根幹に置かれる問題なのである。

二、二、数の論理

ある一つの音、あるいは語に対して、複数の表記が認められる場合、これについてよく使われる表記とか、あまりつかわれない表記といった、ようは使用頻度、ひいては文字と語(音)の密着度を測ることはどのようにできるだろうか。当然ながらある程度用例数に現れていなければならぬ。たとえば助動詞「ラム」はおよそ四六〇例余りが萬葉集に見いだされる。そのうち、音仮名書き(「良牟」など)であればラ表記に「良」が二〇〇例以上出てくるので、ラム表記には「良」字

が、よく使われている」といえ、「浪牟」の「浪」は集中唯一例であるので、「稀・ほとんど使われない」といえるか。「浪」はラを表す仮名であるから、仮名「良」と使い道は同じということに、この場合はなる。その上で、ある程度の差異が出ていることをして、頻用／稀用でとらえることは一つ許されようかと思う（ただし、萬葉集の中に於いて、という注記は必要だ）。このケースと同じく、異字同訓（鳴く／啼く／哭く）の場合でも、同じ語に対してどのような文字を用いるかというその字種ごとの多寡が出るわけだから、結局仮名「ラ」の場合の頻用／稀用にまつわる分析と同様の手続きができればよい。

では、一つの文字に対して、複数訓がある場合（先掲「音」≠ネ／オト／コエ）はどうだろう。これもまずもって用例数がある程度ないことにはできない話である。先に「去」字でその例を示したけれども、有意と見なせる数値差を得られる保証はなく、また、たとえ用例数が多くても、多訓のお互いで数値が拮抗している場合は、「例が少なく」と、どの程度に固定したかの判断に苦しむ（池上掲論）というのと結局同じところに陥る。「去」字のようなケースでいうと、文字と読みのつながりは、一対一対応ではないし、どれが突出しているか、ともいいにくい。といって、関係が雑多でゆるやか、というのも、それはそれで疑問が払拭できない。

以上整理すると、文字表記の頻用と稀用——ひいてはそれをもとに主用ないし標準を計るうえで、数を数えるという方法には、まず用例数がまとまってあるという前提を必要とし、かつそれなりに有意な数値的差異がでないと判断しにくい。その上で、

A ある語の表記バリエーション（異字同訓） コエ ≡ 「音」 or

「声」

B ある音節の表記バリエーション（仮名字種の多様性） ラム ≡ 「良牟」 or 「浪牟」

C ある訓字の使用バリエーション（同字異訓） 「去」 ≡ ユク or サル or イス

のうち、Aは用例数比較が比較的直接の手がかりになる。Bは音節とはいえ語の表記でいえばAに含めてもかまわない。Cについては前述の通りそもそもその語がどれほど必要とされたかという要素が絡むので、Aほど単純に用例数比較のみで済ませられない。A（B）、Cともにいえることは、用例数僅少の場合はそもそも論究しがたいが、たとえ用例数がそれなりにあっても、前述したとおり、互いに拮抗している場合はいずれにせよ判断がつかないことがあるという点である。これはたとえば全二例で、一例ずつを異訓で分け合っている場合も、全二〇〇例を一〇五例と九五例で分け合っている場合も、それぞれの拮抗の解釈の難しさは同じであろう。仮に用例数がその一〇倍、一〇〇倍あれば、もしかすれば差が出たかもしれないし、あるいはどこまでいっても拮抗なのかもしれない——それは知り得ないわけで、用例数の多寡にかかわらず拮抗している意味というのも厳密には、位置づけが難しいのである。

おわりに

ある文字にあるよみが「よく結びついている」という根拠は、述べ

来ったように、用例数の多寡を通した分析によるのであったり、また池上が批判したように、ときに「後代人意識」によっていたりすることがありえたと考えられる。しかし、すべての文字に主用訓があるという無条件的な前提に立つのではないに、文字によっては、主用とみられる訓が比較的固定的に認めうる——我々がそう判断できる場合もある、というところが実際には穩当である（小林芳規氏の一連の研究は、異論が多いけれども、どこまで我々が同定できるかという最大限の試みであつたとすれば、意義もあるとおもふ）。この点では、正訓という言葉、定着訓という言葉で安易には使えないように思われる。もし、使用上の偏向や、使用度数を含意したくないのであれば、単に訓字といっておいたほうが穩当ではあろう（定着か否かに関知しない『時代別』の定義の意味で使つても、研究者の間で見解が違ふ以上、定着訓という意でのそれだと誤解される可能性がある）。

おそらく巨視的にみれば、先行論がいうとおり、上代の文字と訓の關係はいまだ緩やかで雑多であるが、個別にみれば、中には、比較的固定的で、頻用されているものもある、という構図で理解すべきなのであろう。しかしその、「固定的」で「頻用」という認定にも、実はここで述べたような、調査上の制約ないし留意点があるわけである。まずは用例と分量ありき、には違いないのだが、客観性の担保にはいづれにせよ不安がつきまとう。訓読という行為の蓄積が、漢字を使つて書くという行為を可能にしていくとして、その読み書きのサイクルが、文字と言葉の結びつきを強固にしていく側面は確かにあるはずである。頻用と稀用、主用と副用といった文字ごとの使用上の傾斜を全く考慮に入れずに、表記論を説くこともまたできないことであ

る。しかし、「主用訓はどれか」「あてられる主用字はどれか」と見定めるようにするより、まずその訓が主用か否かということはどう同定できるか、あるいはできないかということ問ふ必要があるように思う。「去」字における三訓のように、あるいは「サル」訓が記される「行」字「去」字がみせる競合のように、どう用例をひねり回しても確固たる一つには見定めがたい場合があるということを思うと、半世紀以上前に出された池上の「容易に判断の下せない」「決断をにぶらせる」「判断に苦しむ」といった苦悶から、結局の所前に進めてはいない、あるいは目をそらしてきたようにも思えるのだ。

本稿を、いささか悲観的な記述で締めくくることになつてしまつたが、筆者自身の研究は、まさに数を数えるという方法に依拠してきたようなところがあるため、その内省と發展的脱却を企図して、以上の通り述べ来つた次第である。一案として、筆者があらたに試みた方法——用例数の計測に頼らず、定着しているか否かを模索する方法——別稿に発表した^{*}。併せてご高覧いただければと思う。

【参考文献】※引用文献はすべて論文中に記した。

乾 善彦『仮名の位相と萬葉集仮名書歌卷』（『萬葉集研究 第二九

集』塙書房 二〇〇七）

内田賢徳『上代日本語表現と訓詁』（塙書房二〇〇五）

大野 透『萬葉假名の研究』（明治書院一九六二）

尾山 慎『萬葉集歌表記における「表意性」と「表語性」を巡る一

試論（『叙説』四一号 二〇一四）

小林芳規「古事記の訓読」(『古事記』日本史思想体系 岩波書店

一九八二)

佐野 宏「萬葉集における表記体と用字法について」(『國語國文』

八四卷四号 二〇一五)

毛利正守「萬葉集における訓仮名と二合仮名の運用」(『叙説』第三

七号 二〇一〇)

・本稿は平成二十七年科学費補助金(課題番号二六七七〇一六一)
一)「古代日本語表記における音訓両仮名の標準化と衰退及びその
相関についての研究」による研究成果の一部である。

*1 この場合いわば「訓字」が動態、「漢字」が静態である。山田

俊雄がいうところの、「素材としての文字」と、「用法における
文字」、池上楨造の「材料としての」文字と「用法として見た」
文字の弁別にあたる。山田の指摘を動態と静態になぞらえたの
は『日本語の歴史』2(平凡社)においてみられる。なお、犬
飼隆「上代文字言語の研究【増補版】」(笠間書院二〇〇五)は
この弁別を重要視するが、素材ではなく「system」と称する
とする。

*2 沢瀉久孝『万葉集序説』(楽浪書院一九四二)

*3 内田賢徳氏は「正訓」という術語を使わないとのことである

(直談による)。事実、氏の著作では使用されていない。

*4 池上は「春登が正訓といふことを後代人意識で言つたのに對し、

上代にそれが立て得るからまづ疑つて見たかつたのである」
と述べている。

*5

たとえば以下のような発言を巡っては近時批判も多い。「訓」
の中には注せずとも一定のよみが期待し得る」「訓とは日本語
文を漢字で書き表す場において、当時既に習慣化していた、漢
字に対応する一定訓を指すのであろう。安萬侶はその習慣化さ
れたものを基盤におきこれを利用して、古事記に見るような用
字法を作り上げた」(以上「古事記訓読について」(『古事記』
日本思想大系岩波書店一九八二)より。なお、近時のものとし
て木田章義「狸親父の一言―古事記はよめるか―」(『國語國
文』八三卷九号二〇一四)に小林論の方法論についての再評価、
擁護がある。

*6 「万葉集仮名主体表記歌巻における単音節訓字——卷十七を中心

に——」(『美夫君志』(九二号)平成二八年三月に掲載)。なお、
本稿は、当該論文の前提をなすものとしてもとと用意したもの
であるが、分量の関係上二篇の論文に分割した。その際に、
それぞれに完結した一編の記述とすべく一部に重複する文章、
表現等があることをあらかじめお断りしておきたい。

(おやましん・奈良女子大学研究院人文科学系准教授)